

美濃市身近な自然環境の保全事業補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 27 日

訓令甲第 13 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民が自分たちの身近にある里山、農地、小川及びため池など動植物の生息地及び生育地の自然環境を保全する事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、美濃市補助金等交付規則 (昭和 60 年美濃市規則第 10 号) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助交付対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、自治会及び市長が特に認める団体が実施する動植物の生息地及び生育地の自然環境を保全する事業とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治又は宗教の布教を目的とする事業

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、事業に要する経費（事業に関し収入がある場合は、当該額を控除した額。）を次の表の左側に掲げる金額に区分し、当該区分に応ずる同表の右側に掲げる補助率を適用して計算した金額の合計額とする。ただし、補助金の限度額は 100,000 円とし、1,000 円未満の端数は切捨てるものとする。1 事業の補助金の交付期間は、3 年までとする。

区 分	補 助 率
50,000 円以下の額	10 分の 10 以内
50,000 円を超える額	5 分の 4 以内

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、美濃市身近な自然環境の保全事業補助金交付申請書 (別記様式第 1 号) に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 補助金の交付申請に係る書類審査及び現地調査の結果、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、美濃市身近な自然環境の保全事業補助金交付決定通知書 (別記様式第 2 号) により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、美濃市身近な自然環境の保全事業実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、美濃市身近な自然環境の保全事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、当該申請者から美濃市身近な自然環境の保全事業補助金交付請求書（別記様式第4号）を徴し、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、補助事業等の遂行上特に必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 申請者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、美濃市身近な自然環境の保全事業補助金概算払請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 概算払を受けた申請者は、美濃市身近な自然環境の保全事業補助金概算払精算書（別記様式第6号）を美濃市身近な自然環境の保全事業実績報告書に添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者がこの要綱又は交付条件に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。